平成３０年（フ）第６３号
奈良県香芝市狐井243番地
債務者　遠藤佐由理
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第１４７号
岡山市北区三門東町２番11号　浅越ビル401
債務者　羽村　里美
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１５９号
岡山市南区妹尾3625番地13
債務者　関　　一郎
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３２号
徳島県阿南市見能林町下かうや11番地１
債務者　打川　咲子
1　決定年月日時　平成30年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成３０年（フ）第２６号
愛媛県松山市堀江町甲1121番地７　アルト堀江2104号
債務者　河上　清昭
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８０号
佐賀県三養基郡上峰町大字堤3157番地１
債務者　久佛　翔太
1　決定年月日時　平成30年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第９４号
佐賀市本庄町大字本庄534番地２　カーサシエスタ302
債務者　水城　誓矢（旧氏名水城美香）
1　決定年月日時　平成30年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１３２号
大分市大字寒田901番地の５（市営２Ａ２－34）
債務者　谷川　貴一
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１３４号
大分市西大道４丁目２番56号
債務者　永光　春一（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第５３号
宮崎県小林市南西方1891番地２　板橋貸家１号棟
債務者　安藤　亮馬
1　決定年月日時　平成30年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第７７号
宮崎県延岡市出口町７番地６、前住所宮崎県延岡市萩町67番地１
債務者　米良恵里加（旧姓﨑山）
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第１３３号
鹿児島県西之表市西之表6386番地　県住２－305
債務者　長野　文子
1　決定年月日時　平成30年５月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１６４号
鹿児島県鹿児島市大明丘１丁目13番３号
債務者　岩切　聖子
1　決定年月日時　平成30年５月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第４０号
鹿児島県霧島市隼人町見次980番地１　サンシティー赤池303
債務者　佐多　次夫
1　決定年月日時　平成30年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成３０年（フ）第４２号
鹿児島県霧島市溝辺町麓584番地１　ノバⅢ101
債務者　新田　友貴（旧姓藤原・岡島・**藤**丸）
1　決定年月日時　平成30年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成３０年（フ）第２３４号
千葉県柏市豊四季331番地３　コートヒルズⅡ－202号
債務者　村松　光子
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２７０号
千葉県柏市常盤台７番３号　メゾントクア105号
債務者　ＰＡＫＬＵＡ　ＰＡＲＩＣＨＡＲＴ
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部